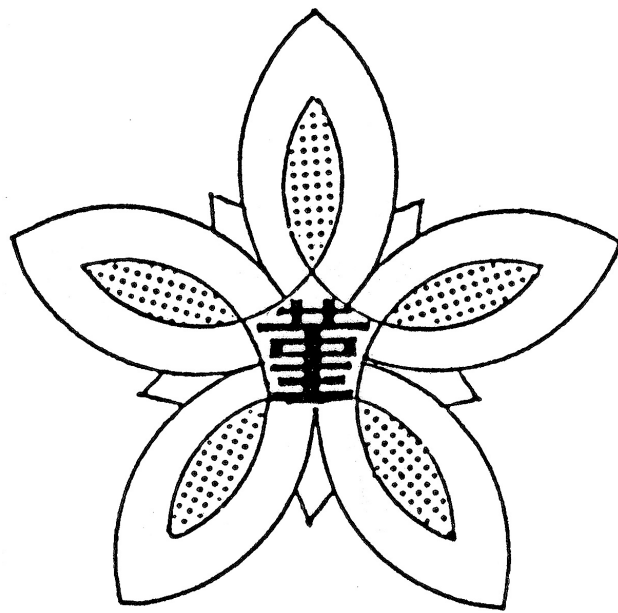


保 存 版

# P T A 規 約



2023年度版

宝塚市立すみれが丘小学校 P T A

※卒業されるまで大切に保管してください。

## PTA（保護者と先生の会）とは

保護者と教職員が協力し、家庭と学校と地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とした任意の団体です。

# すみれが丘小学校PTA規約

## 第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は、すみれが丘小学校PTA（以下「本会」という）と称する非営利の任意加入団体であり、事務所をすみれが丘小学校に置く。

## 第 2 章 目 的

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

## 第 3 章 方 針

- 第 3 条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の方針に従って任意団体として活動する。
1. 会員相互の研修及び親睦をはかる。
  2. 各部の活動を積極的に推進する。
  3. 第2章の目的で活動する他の団体及び機関と協力する。

## 第 4 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は以下の通りとする。
- (1) 本会の会員資格は、すみれが丘小学校に在籍する児童の保護者と教職員が有する。
  - (2) 本会への入退会は任意である。
    1. 本会は「入会についての同意確認書」によって同意の意思を示した者により構成される。
    2. 本会の退会は下記のとおりとする。
      - イ) 自動退会：子の卒業や転出、または教職員の勤務校の異動や退職によって会員資格を失う者。
      - ロ) 任意退会：自由意志によって退会する者。「入会についての同意確認書」によって同意しない意思を示した者。

- (3) 本会の会員は、等しく権利を有し、規約に基づく役割を担う努力をすること。  
役職にかかわらず、共に目的の実現を目指すこと。
- (4) 年度途中での入退会は認めないものとする。

第 5 条 本会の会員は、「入会についての同意確認書」をもって、会費及び事業収入を納めるものとする。

## 第 5 章 会 計

第 6 条 本会の経費は、会費によって運営される。

第 7 条 本会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。  
(補正の際は、委員総会に一任する。)

第 8 条 本会の資産は、すべて第 2 章にあげた目的以外のために支出してはならない。

第 9 条 本会の会費は、一家庭 一ヶ月 300円とする。

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 役員とその任務

第 11 条 本会の役員は、次のとおりである。

1. 役員	① 会長	1 名
	② 副会長	若干名
	③ 担当長	若干名
	④ 書記	2 名
	⑤ 会計	2 名
2. 会計監査		2 名

第 12 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。  
また、年度途中で選任された役員または職務代行者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 13 条 役員の選出は、次の方法による。

1. 役員については、選出された役員候補者全員の中から選出する。
2. 会計監査は、前年度の会計がこれにあたる。

第 14 条 本会に次のとおり顧問を置くことができる。

- ① 校長 ② 教 頭 ③ P T A 担当教諭 ④ 前年度会長

第 15 条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会 長 : 本会を代表し、公務を総括する。
  - (2) 副 会 長 : 会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
  - (3) 担 当 長 : P T A 委員各部の指揮をとり、活動を円滑に進める。
  - (4) 書 記 : 各種会議の議事を記録し、書類の作成・保管をする。
  - (5) 会 計 : すべての会計事務をつかさどる。  
本会の庶務に従事する。
  - (6) 会計監査 : 本会の会計事務を監査する。
  - (7) 顧 問 : 会議に出席し、意見を述べることができる。
- ※ (1)・(2)・(3)・(4) (5) を執行部と称する。

## 第 7 章 総 会

第 16 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第 17 条 総会は、全会員の過半数をもって成立する。ただし、委任状も含む。

第 18 条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第 19 条 総会は、年度当初に開催し、次の事項を行う。

- (1) 新会員に関する報告
- (2) 新役員及び会計監査の承認
- (3) 年度計画、予算案の審議決定及び決算報告の承認
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事項
- (5) 規約改正  
(規約改正については、付則 37 条より 3 分の 2 以上の賛成が必要)

- 第 20 条 定期総会は、会長が召集する。  
委員総会及び会員の5分の1以上の要求があったとき、または会長が必要と認めたとき、会長は臨時総会を召集しなければならない。

## 第 8 章 委員総会

- 第 21 条 委員総会は、総会につぐ議決機関である。
- 第 22 条 委員総会は、役員・全委員及び教職員代表によって構成する。
- 第 23 条 委員総会は、原則として学期に1回開催し、必要に応じて、臨時委員総会を開催することができる。
- 第 24 条 委員総会は、次の事項を処理する。
- (1) 本会の運営ならびに事業の審議
  - (2) 運営委員会が発議する事項に関すること
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項
- 第 25 条 委員総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を要す。ただし、委任状の提出をもって出席にかえることができる。

## 第 9 章 運営委員会

- 第 26 条 運営委員会は、役員・各部代表委員及び教職員代表によって構成する。
- 第 27 条 運営委員会は、各部の活動の横のつながりの強化及び執行部の諮問的な役目を果たすことを旨とする。
- 第 28 条 運営委員会は次のことを行う。
- (1) 活動計画及び予算の立案、検討
  - (2) 総会に提出する議案並びに報告書の作成

- (3) 各部会より委任された事項の処理
- (4) 各部によって立案された活動計画の審議及びその調整
- (5) その他、緊急を要する事項の処理

第 29 条 運営委員会は、原則として毎月 1 回の定例会を会長が召集する。  
その他、会長が必要と認めるとき臨時に開催することができる。

## 第 10 章 各 部 会

第 30 条 本会の活動を円滑にするため、次の各部会を設ける。

- ① ボランティアサポート部
- ② 人権啓発部
- ③ 選考部
- ④ 青少年育成部
- ⑤ 保健体育部
- ⑥ 卒業対策委員

ただし、必要に応じて、部会を増設・廃部にすることができる。  
その際、委員総会の承認が必要である。

第 31 条 各部会の委員は、執行部の提起した人員を配置する。

第 32 条 各部会の部長は、各部会の互選により選出し、委員総会の承認を得て、  
会長が委託する。

## 第 11 章 付 則

第 33 条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体からも支配、統制及び  
干渉を受けない。

第 34 条 本会または本会役員名で、営利的な企業の支持や、各種選挙においては候補者を  
推薦をしない。

第 35 条 会長は、委員総会の承認を得て、本会の運営に必要な細則を別に定めることができる。

- 第 36 条 本規約は、当該年度の総会の日から実施する。
- 第 37 条 本会の規約は、総会出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。
- 第 38 条 本会の会計は、会計監査を経て、全員に報告されなければならない。
- 第 39 条 本会の会計については、別に会計規定を定めることができる。
- 第 40 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。
- 第 41 条 この規約は、1998年（平成10年）4月1日より施行する。

2002年（平成14年）	1月30日	一部改正
2004年（平成16年）	1月28日	一部改正
2005年（平成17年）	11月25日	一部改正
2007年（平成19年）	9月11日	一部改正
2012年（平成24年）	11月 8日	一部改正
2019年（令和 元年）	5月 8日	一部改正
2022年（令和 4年）	11月 1日	一部改正